

## 京都府立大学学長選考規程

平成28年11月18日

学長選考会議決定第3号

(趣旨・目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人定款第11条の規定により、京都府立大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う京都府立大学長（以下「学長」という。）の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考事由及び時期)

第2条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合に学長候補者を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出たとき
- (3) 学長が欠員となったとき
- (4) 学長が解任されたとき

2 前項第1号の場合は、任期満了日の1月前までに、第2号から第4号の場合は、すみやかに選考を行う。

(学長候補者)

第3条 学長候補者は、人格が高潔で、学識にすぐれ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者であって、次条の規定により推薦された者とする。

2 選考会議は、推薦の公示日までに「求められる学長像」（以下「学長像」という。）を示すものとする。

(学長候補者の推薦)

第4条 学長候補者の推薦は、第8条に定める資格者（選考会議委員を除く）5名の連署により行うことができる。

2 第1項の規定により学長候補者の推薦に加わる者は、1名の候補者に限り推薦することができる。

3 選考会議は、第1項の規定による学長候補者の推薦が行われなかった場合には、合議により学長候補者を推薦することができる。

4 第1項の規定による学長候補者の推薦は、次の各号に掲げる推薦書類の提出をもって行う。

- (1) 学長候補者推薦書

(2) 推薦理由書

- 5 前項の規定により推薦された学長候補者は速やかに履歴書及び所信表明書を提出しなければならない。
- 6 本条に定める推薦の期限その他必要な事項は、その都度、公示する。

(学長候補者の公示)

第5条 選考会議は、前条第1項の規定により推薦のあった学長候補者及び推薦者の氏名並びに前条第5項の規定により提出された履歴書及び所信表明書を学内に公示するものとする。

(学長候補者の面接)

第6条 選考会議は、すべての学長候補者に対し、面接を実施するものとする。

(学内意向調査)

第7条 第4条第3項の規定により選考会議が学長候補者の推薦を行う場合を除き、選考会議は、すべての学長候補者について、次条に規定する資格者の無記名投票により学内の意向調査（以下「意向調査」という。）を行う。

(資格者)

第8条 資格者は、選考開始公示の日に、本学において、京都府公立大学法人教職員就業規則（平成20年京都府公立大学法人規則第3号）第2条に規定する教員及び職員並びに京都府公立大学法人の理事の職にある者とする。

ただし、意向調査期日までに退職又は退任する者は、その資格を失う。

(意向調査の公示)

第9条 選考会議は、第4条の規定による学長候補者の推薦があった場合は、意向調査の期日を定め、速やかにその期日及び学長候補者の名簿を公示するものとする。

(意向調査事務管理)

第10条 意向調査の事務管理及び開票の立合いは、選考会議が指名する意向調査事務管理者をもって行うものとする。

(意向調査方法)

第11条 資格者は、原則、別に公示する投票場所及び時間内に、所定の投票用紙の交付を受けて投票するものとする。

ただし、出張その他の理由により期日に投票できない者は、期日前に投票することが

できる。

(意向調査結果の公示)

第 12 条 意向調査事務管理者は、第 7 条の意向調査の結果を集計し、投票総数、有効・無効投票数、候補者ごとの得票数を速やかに公示するものとする。

(学長予定者の選考)

第 13 条 選考会議は、予め定めた「学長像」との整合性を勘案し、第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定により提出された推薦書類及び所信表明、第 6 条の規定により実施された面接並びに第 7 条の規定により実施された意向調査を参考に、学長候補者に関する事項を総合的に判断して学長予定者を決定する。

2 選考会議は、予め推薦された者の中から学長予定者を選考する事ができないと判断した場合は、改めて第 4 条の規定に遡及し、再選考を行う。

3 選考会議は、学長予定者を決定したときは、速やかに理事長に対し報告するとともに、公示するものとする。

(学長予定者の再選考)

第 14 条 選考会議は、前条により、選出された学長予定者が、病気、事故その他の事由により学長に就任することができなくなったときは、改めて第 4 条の規定に遡及し、再選考を行うものとする。

(補足)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 18 日から施行する。